○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年月日

総務大臣 高市 早苗

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)の一部を次のように改正する。

(下線の部分は改正部分)

正後	改正前	
的別審査基準	別紙2(第5条関係)無線局の目的別審査基準	
	第2 陸上関係	
	4 その他	
	[(1)~(13) 略]	
を使用する固定局	(14) 狭帯域デジタル通信方式を使用する固定局	
	[ア〜ウ 同左]	
	エ 伝送の質	
	[(ア)~(ウ) 同左]	
	(工) 混信保護	
	[A・B 同左]	
合(高低調波等の不要発射等が受信	C 同一周波数の場合(高低調波等の不要発射等が受信	
場合を含む。)の受信機入力におけ	機通過帯域内にある場合を含む。)の受信機入力におけ	
表を標準とする。	る所要 D/U は、次表を標準とする。	
D/U(dB)	変調方式	D/U(dB)
	的別審査基準 を使用する固定局 合(高低調波等の不要発射等が受信 場合を含む。)の受信機入力におけ	的別審査基準 別紙 2 (第 5 条関係) 無線局の目第 2 陸上関係 4 その他 [(1)~(13) 略] (14) 狭帯域デジタル通信方式 [ア〜ウ 同左] エ 伝送の質 [(ア)~(ウ) 同左] (エ) 混信保護 [A・B 同左] C 同一周波数の場 機通過帯域内にあるる所要 D/U は、次

[略]

ただし、設備規則第58条の2の12に規定する無線 設備(QPSK(15k)は除く。)の再送信子局であって、複数 の再送信子局から同一波を発射する場合において送信 タイミングを同期することにより同一波干渉を低減す る場合にあっては次表に定める値を標準値とする。

変調方式	<u>D∕U(dB)</u>
4FSK (15k)	8.3(BER=1×10 ⁻⁴ 相当、基準 D /U=2.3dB、同一波干渉機器 マージン 2dB、D/U 変動マージ ン 2dB、音声品質マージン 2dB)
QPSK (7.5k)	10.3 (BER=1×10 ⁻⁴ 相当、基準 D/U=2.3dB、同一波干渉機器 マージン 4dB、D/U 変動マージ ン 2dB、音声品質マージン 2dB)
<u>16QAM(15k)</u>	11.6(BER=1×10 ⁻⁴ 相当、基準 D/U=1.6dB、同一波干渉機器 マージン6dB、D/U変動マージ ン2dB、音声品質マージン2dB)

注 送信タイミングを同期することにより同一波干 渉を低減する場合は、GPS の基準信号等による補正

[同左]	[同左]

[新設]

により、当該複数局の送信点相互の偏差は次表の 範囲内であること。

 当該複数局の送信点相互の周波数偏差
 0.1Hz 以下

 当該複数局の送信点相互の送信タイミング偏差
 2μs以下

[D・E 略]

[才略]

[(15)~(17)) 略]

[D・E 同左]

[才 同左]

[(15)~(17)) 同左]

附則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。